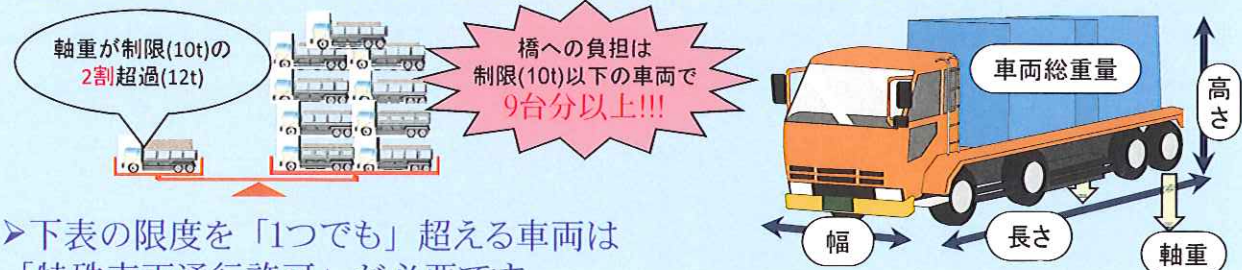




特殊車両の通行に関する指導取締について

平成25年3月より、「車両制限令」第3条に定める『寸法・重量』を超える車両を、「特殊車両通行許可」を受けずに、または許可の内容に違反して走行させることを繰り返し行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その「違反者の名称や違反内容等の公表」を実施しています。

➤重量制限超過は、みんなの財産である道路に負担をかけています



➤下表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度 (車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t

【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかに「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、左表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

【申請窓口】

沖縄総合事務局 北部国道事務所
TEL:0980-52-4350
沖縄総合事務局 南部国道事務所
TEL:098-861-2336
沖縄県北部土木事務所
TEL:0980-53-1255
沖縄県中部土木事務所
TEL:098-898-5800
沖縄県南部土木事務所
TEL:098-866-1129

➤「特殊車両通行許可」の申請と許可

- ・車両を通行させようとする者(運送事業者、荷主等)が申請しなければなりません。
- ・道路管理者(国、都道府県、市町村等)は、申請された車両が安全に通行できるか否かを、道路の構造と照らし合わせて確認を行います。
- ・複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者との協議を含む。)を行っています。
- ・道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要です。
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

➤インターネット経由の申請も可能です。詳細は下記のURLをご参照ください。

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

【ご注意下さい】許可された経路及び許可に附された条件による走行が必要です。

→許可は、車両や経路を限定して一定の条件のもと走行を可能とするものです。許可にあたっては、橋等への負荷を軽減させるために、あるいは交差点折進時における対向車両の安全等を確保するために前後に誘導車を配置する措置や、交通量の少ない夜間に通行する措置等を条件として附す場合があります。

これらを守らずに通行した場合、罰則の適用を受けることがあります。(道路法第102条第1号)

新要領に基づく違反大型車の指導・取締りの実施場所

国道58号 嘉手納町野国



特殊車両の取締り実施状況



違反大型車が道路交通に与える影響

- 重量等の制限を超えた車両は、死亡事故など重大事故につながりやすく、また、散乱した大量の積荷や車両の撤去作業のため、長時間の通行規制を余儀なくされるなど社会経済活動に多大な影響を与えます。

- 平成23年9月22日
首都高速4号新宿線（港区元赤坂弁慶堀付近）
無許可（車両総重量64.9t）のセミトレーラが荷崩れを起こし、積荷の重機が対向車線に落下した。
通行止め 約10時間

写真提供：首都高速道路（株）



- 平成20年5月15日
国道17号（千代田区外神田万世橋付近）
許可条件（通行時間）違反のセミトレーラが荷崩れを起こし、積荷の重機が歩道に落下し道路照明、防護柵を破壊した。

写真提供：関東地方整備局



■2007年2月（首都高速）



高欄を超え横転し、橋脚の横梁上に車両が落下。